

共楽荘きずなお弁当事業 実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、高齢者に栄養のバランスのとれた食事を提供し、併せて高齢者の安否を確認することによって、高齢者の食生活の維持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者」とは65歳以上の人とする。

(サービス内容等)

第3条 この事業におけるサービスは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 栄養バランスのとれた食事の提供
- (2) 安否の確認
- (3) その他この事業の実施にあたり共楽荘特養ホーム施設長（以下、「施設長」という。）が必要と認めるもの

2 前項第1号に規定するサービスの提供は、1日1回とする。

3 サービスを提供する日は、サービス利用者（以下、「利用者」という。）がサービスの提供を希望する月曜・火曜・水曜・木曜・金曜日のいずれか、又は、複数日とする。

ただし、次項に掲げる、事業者が対応できない場合を除く。

- (1) 祝祭日
- (2) 12/29 から 1/3 の年末年始
- (3) 地震・風水害等の自然災害により、配送が困難な状況である日。

(対象者)

第4条 共楽荘きずなお弁当事業サービス（以下、「サービス」という。）は、市内の次項に居住する者で食事の支度をするのが困難であるひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、その他施設長が必要と認める世帯

2 サービスの提供地域は、阿部倉、池上、金谷、平作、衣笠栄町、小矢部、不入斗町、佐野町、汐見台、鶴が丘、望洋台、坂本町とする。

(利用の申し込み)

第5条 このサービスを利用しようとする者は、共楽荘きずなお弁当利用申請書（第1号様式）を施設長に提出しなければならない。

(調査)

第6条 施設長は、前条の規定による申し込みがあったときは、サービスの提供に関し必要な限度において、当該申込者の状況について訪問調査を実施する。

(利用の決定)

第7条 施設長は申し込みを受けた後、すみやかにサービスの提供の可否を決定し申込者に通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 申し込み者が正当な理由なく訪問調査を拒んだとき

(2) その他、サービスを提供することが適当でない特別な事情があるとき

2 利用決定の場合、施設長は必要に応じて担当の民生委員に連絡する。

(利用料)

第 8 条 利用者は 1 食当たり 600 円 (消費税込)、特別食は 650 円 (消費税込)、ご飯大盛りはプラス 50 円 (消費税込)、おかずのみは 550 円 (消費税込) をサービスの利用料として負担するものとする。

2 利用料は、月末締めとし、翌月の 27 日に口座振替により支払うものとする。

(キャンセルについて)

第 9 条 サービス利用日の当日午前 10 時まで共楽荘 (給食部直通電話 046-850-5401 / 祝祭日及び夜間 17:00～朝 9:00 は除く) に連絡があった場合には、注文をキャンセルとし、利用料金はいただきません。

2 前項の時刻 (当日午前 10 時) を過ぎた場合、利用者は料金の全額を支払うものとする。

(配送)

第 10 条 お弁当の配送は、共楽荘から利用者自宅までとする。

2 利用者自宅までの配送、安否確認については、ボランティア等に依頼できるものとする。ただし、安否確認が取れないときはお弁当は破棄するものとする。

3 前項の依頼を行う場合の報酬は別に定める金額とする。

(安否の確認)

第 11 条 配送にて安否の確認が取れないときは共楽荘 (給食部直通電話 046-850-5401) へ連絡する。

2 前項の連絡を受けた際、施設長は共楽荘きずなお弁当利用申請書 (第 1 号様式) に記載された緊急時の連絡先へ連絡し、安否確認が取れない旨を報告する。

(サービス提供の終了等)

第 12 条 施設長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供を終了するものとする。

(1) 死亡したとき

(2) サービスの利用を取り止める旨の申し出があったとき

(3) 第 4 条の規定に該当しなくなったとき

2 施設長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サービスの提供を終了することができる。

(1) 虚偽の申告をしていたことが明らかとなったとき

(2) 正当な理由なく、利用料の負担を行わないとき

(3) 病院等に入院するなどして、6 か月以上、サービスを提供する必要がないと見込まれるとき

(利用者の義務)

第 13 条 利用者は、サービスの利用を休止または終了するときは、速やかにその旨を施設長に申し出なければならない。

(事業の主管)

第15条 この事業の主管は共楽荘「包括支援センター」とし、日常的な連絡、調整を行う。

(補 足)

第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、施設長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

令和元年8月27日 第4条(対象者)に坂本町を追加